

港区職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>5  付則第三項の規定により防疫等業務手当を支給する場合において</p> <p>4  前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき四千円を超えない範囲内において、区規則で定める。</p> <p>3  保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて、区規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第六条の規定は、適用しない。</p>	<p>（前略）</p> <p>付則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p>

は、第十二条中「第三条から前条まで」とあるのは、「第三条から前条まで（第六条を除く。）及び付則第三項」とする。

付則

1 | この条例は、公布の日から施行する。

2 | この条例による改正後の港区職員の特殊勤務手当に関する条例付則第三項から第五項までの規定は、令和二年一月二十七日以後の勤務について適用する。